

令和5年12月22日

退職金共済加入事業所 御中

深谷市長 小島 進  
(公印省略)

### 退職金共済掛金の補助申請について（お知らせ）

平素は市政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所は、深谷市中小企業退職金共済掛金等補助要綱に基づき、掛金補助対象事業所の可能性があります。要件を満たしている場合には掛金の補助を受けることができますので、希望がある場合は、別紙「深谷市中小企業退職金共済掛金等補助制度とは」を参照し、関係書類を添えて下記の期間中に申請してください。

### 記

#### 1 申請先

- (1) 中小企業退職金共済に加入している事業所の場合
  - 深谷市役所商工振興課（深谷市仲町11-1）  
2階23番窓口
- (2) 特定退職金共済に加入している事業所の場合  
貴事業者が属する商工団体
  - 深谷商工会議所（深谷市本住町17-3）
  - ふかや市商工会 北部支所（深谷市岡2392）

#### 2 申請期間

令和6年1月4日（木）から 令和6年1月31日（水）まで  
(※受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15)

#### 3 申請方法

提出書類を申請先にご持参ください。

#### 4 提出書類

- (1) 中小企業退職金共済に加入している事業所の場合
  - ①退職金共済掛金の補助金交付申請書（\*1）
  - ②退職金共済掛金の補助金交付に係る自己申告書（\*1）
  - ③退職金共済手帳の写し
  - ④市税に滞納がないことの証明書【市税確認に同意する場合は不要】（\*2）
  - ⑤月別・個人別掛内訳書（\*1）
  - ⑥納付状況が確認できる書類の写し  
（令和5年10月以降に新規加入した従業員がいる場合、又は令和5年10月現在で掛金の未納があり、その後納付した場合のみ）
  - ⑦振込先の通帳の写し  
※名義、金融機関、支店及び口座番号等がわかるページ（表紙及び見開き1ページ目等）  
※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者名義の口座に限り  
ます。

- (2) 特定退職金共済に加入している事業所の場合
- ①退職金共済掛金の補助金交付申請書 (\* 1)
  - ②市税に滞納がないことの証明書【市税確認に同意する場合は不要】 (\* 2)
  - ③月別・個人別掛金内訳書【属する商工団体の証明が必要】 (\* 1)
  - ④振込先の通帳の写し
- ※名義、金融機関、支店及び口座番号等がわかるページ (表紙及び見開き 1 ページ目等)
- ※法人の場合は**法人名義**、個人事業主の場合は**申請者名義**の口座に限ります。

### **\* 1 提出書類**

「\* 1」を付した書類は、深谷市ホームページからダウンロードすることができます。深谷市ホームページのトップページ (<https://www.city.fukaya.saitama.jp>) 右上にある「(サイト内) 検索」で「中小企業退職金」と入力して検索し、「深谷市中小企業退職金共済掛金等補助制度」のページを開いてください。ダウンロードすることができない場合は、担当までご相談ください。

### **\* 2 「市税に滞納がないことの証明書」**

- ・申請時に、市税の確認に同意していただける場合は**不要**です。
- ・深谷市役所 3 番窓口 (本庁舎 1 階) 又は各総合支所市民生活課へ申請し、交付を受けてください。手数料は 1 枚 200 円です。
- ・申請の際は、本人確認のため、身分証明書 (運転免許証等) をお持ちください。
- ・法人の場合は**代表者以外の方**、個人の場合は**本人又は同居の親族以外の方**が申請されるときは、**委任者の押印がされた「委任状」**が必要です。
- ・法人に課税される市税には、従業員から徴収する市県民税 (特別徴収分) も含まれますのでご注意ください。
- ・納付後 3 週間以内に申請される場合は、納付済領収証をご提示いただき、確認させていただくことがあります。

### **5 補助金額**

加入者 1 人当たり上限 24,000 円 (月額 2,000 円 × 12 か月)  
※補助期間については、通算で 3 年間 (36 か月間) に限ります。

### **6 その他注意事項**

記入例を参考にしてご記入ください。

#### **【問合先・担当】**

深谷市役所 商工振興課 勤労統計係  
朝鳥・松村  
電話 577-6489